

2 異議申立ての理由

(1) 異議申立人は弁護士であり、本件保育施設において乳児（以下「被害児童」という。）が吐乳による窒息で死亡した事故につき、被害児童の両親から調査及び法的措置の委任を受けている。

(2) 異議申立人が、実施機関による当該事故の調査報告等の文書の開示を求めたところ、実施機関は、部分開示とは名ばかりの実質的に全面非開示に等しい内容の決定をした。

(3) 両親は、生後5か月の子がこのような突然死をしたのであるから、その原因が何であったのか等について、これを知る権利がある。実施機関が非開示とした理由は条例第11条第2号、第3号及び第6号であるが、以下のとおり、いずれも合理的な理由とはならない。

(4) 条例第11条第2号について

非開示とされたのは本件保育施設の介護従事職員の氏名であるが、当該個人が本件保育施設に勤務していることは秘匿すべき個人情報とはいえず、その氏名が公開されたからといって、これらの者のプライバシー等の個人情報が侵害されることにはならない。

(5) 条例第11条第3号について

ア 同号は、「…事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、…当該個人に不利益を与えるもの」とし、次に掲げる情報は除くとしている。

イ 法人等又は個人の事業活動によって生ずる危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

ロ 法人等又は個人の違法又は不当な事業活動によって生ずる支障から人の生活を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

ハ イ又はロに掲げる情報に準ずる情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの

イ 非開示理由は、「捜査中の事故に関する事業者の内部管理情報であり、公開することによって事業者に不利益を与えるおそれがあるため」とする。本件は、授乳後の吐乳による窒息事故であり、これは事業者の過失に基づくものであるから、その公開によって事業者に不利益が及ぶことは当然であり、上記イ、ロ及びハの除外事由に該当する。

ウ よって、本件は、条例第11条第3号の場合に当たらない。

(6) 条例第11条第6号について

ア 同号は、「県の機関又は国等の機関が行う検査、監査、取締り等の計画又は実施細目、争訟又は交渉の方針、その他の事務又は事業に関する情報であって、当該事務又は事業の性質上、公開することにより、当該事務若しくは事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるもの」とする。

イ 非開示理由は、「①現場にて事業者及び関係者から聴取を行い、その場の状況等様々な事柄を勘案し、職員の主観も踏まえながら記述された情報であり、

今後の指導方針等を検討、判断する上で必要不可欠な情報であり、聴取内容を公開することにより、将来職員の適切な記述を妨げ、有効な情報の収集に支障を来すおそれがあるため」、「②実施機関には立入調査権は認められているものの、事業者及び関係者に供述を強要することはできないため、聞き取り調査には対象者の協力が必要不可欠であり、聴取内容を開示することにより、事業者と供述した関係者との信頼関係を損ね、将来効果的な聞き取り調査が困難になるおそれや関係者から有効な情報提供を得ることが困難になるおそれがあるため」とする。

ウ 非開示理由は、立入調査事務の執行の支障をいうが、同号は、事務・事業の執行それ自体の支障ではなく、その「計画又は実施細目」、「方針」等事務執行の指針等の規範が公開されることによる支障をいうものである。

エ 非開示理由①は、公開することにより「将来職員の適切な記述を妨げ、有効な情報の収集に支障をきたすおそれがあるため」とする。

これは、公開することにより、将来、職員の適切な記述を妨げる等職員の事務遂行を妨げるとの趣旨であると考えられるが、なぜ、かかる支障が生ずるのか、全く理解することができない。

適切に記述されているのであれば、それが公開されても、なんら職員の事務遂行を妨げることはないはずである。理由中に「職員の主観も踏まえながら記述された情報」とあるところからすると、事務の遂行に客観的な合理性がなく、職員の主観に基づいて不合理・不適切に執行されているという実情があるため、職務執行の不合理性、不適切さが公になることを怖れてのものと考えざるを得ない。

もし、事務が適切に遂行されているとの自信があるのであれば、速やかに公開すべきである。

オ 非開示理由②は、「事業者と供述した関係者との信頼関係を損ね、将来効果的な聞き取り調査が困難になるおそれや関係者から有効な情報提供を得ることが困難になるおそれがある」とする。

そして、理由は「供述を強要することはできない」というが、警察等の捜査機関であっても供述の強要をすることはできない。供述は、捜査機関であれ、行政機関であれ、任意にこれを得るものである。そして、その供述が公開されたからといって、なぜ事務の支障が生ずることとなるのか、その理由も不明である。

理由は供述者との信頼関係をいうようであるが、その信頼関係とは何なのか不明である。もし、公開しないとの約束により供述を得たというのであれば、そのこと自体、極めて問題である。

しかも、第6号は事務・事業の円滑な実施を「著しく困難にする」おそれがあると規定するのであって、供述内容等を公開したことにより、将来供述を得ることが「著しい」までに困難になるとは到底いうことができない。

- (7) 以上のとおり、条例第11条第2号、第3号及び第6号のいずれにも該当しない。
- (8) 実施機関の主張する事務処理上の不都合は極めて抽象的であり、その理由には何

らの合理性もない。

他方、両親は、生後5か月の子が突然死をしたのであるから、その原因が何であったのか等について、これを知る権利がある。条例は、その第1条（目的）において、「県民の知る権利を尊重し、県の諸活動について県民に説明する義務が全うされるようにすることが重要である」と規定している。

そうすると、本件処分は明らかに違法であり、速やかに取り消されるべきである。

3 実施機関の理由説明に対する意見

(1) 条例第11条第2号について

ア 理由説明書は、「個人に関する情報」は「プライバシーに関する情報」より広いという。その広狭の有無はともかくとして、条例により非開示とすべきとされる「個人に関する情報」は、当該個人が他人に知られたくない情報、すなわちそれが公開されることによって当該個人に不利益を及ぼすおそれのある情報である。

非開示とされたのは本件保育施設の介護従事職員の氏名であるが、当該個人が本件保育施設に勤務していることは、それが公開されたからといって、当該個人になんらの不利益を及ぼすとは考えられず、秘匿すべき個人情報とはいえない。

イ 本件の場合、条例第11条第2号のハに該当する。

(2) 条例第11条第3号について

ア 申立人は弁護士であり、被害児童の両親から、当該児童が本件保育施設において授乳後の吐乳による窒息で死亡した事故につき、調査及び法的措置の委任を受けている。

そうすると、申立人が開示を求めている情報は、同号イ、ロ及びハに該当する。理由説明書は、ただ「イからハの情報には該当しない」と結論をいうのみで合理的な理由をいうことができない。

イ 理由説明書は、「現在捜査中である事故当日の状況等の内部管理情報が含まれている。これを公開することにより、無用な憶測や誤解を招き、当該事業者の不利益を与えるおそれがある」とする。

本件は授乳後の吐乳による窒息事故であり、これは、事業者の過失に基づくものであるから、その公開によって事業者の不利益が及ぶことは当然であり、上記イ、ロ及びハの除外事由に該当する。

ウ 理由説明書は、公開により「無用な憶測や誤解」を招くことにより当該事業者の不利益を与えるとする。しかしながら、本件調査が適正適切に実施され、その結果が正確に記述されているのであれば、公開によって「無用な憶測や誤解」を招くことは到底ありえない。

調査が不十分であり、その報告内容が自信がないゆえに「憶測や誤解」を招くと危惧されているとしか考えられない。

(3) 条例第11条第6号について

ア 非開示事由は、立入調査事務の遂行の支障をいうが、同号は、事務・事業の執行

それ自体の支障ではなく、その「計画又は実施細目」、「方針」等事務執行の指針等の規範が公開されることによる支障をいうものである。

しかるに、理由説明書は、「その他の事務又は事業に関する情報」は「一切の事務又は事業に関する情報」であるという。

しかしながら、「その他の」に先立ち列挙されているものは「計画又は実施細目」、「方針」等事務執行の指針等の規範であり、これらは「その他の事務又は事業に関する情報」の例示として掲げられているものである。そうすると、「その他の事務又は事業に関する情報」は、理由説明書のいうように無限定なものではありえず、当然、例示に掲げられたものに準ずるものに限定されているはずである。もし、理由説明書のいうように「一切の事務又は事業に関する情報」であるならば、そのような例示を掲げる必要はなく、単に「事務又は事業に関する情報」と規定される。

イ 理由説明書は、「立入調査等における関係者からの聴取内容」が記載されているが、その情報提供は「一般的に他に知らせないという認識及び信頼のもとに行われている」ので、これが公開されると「当該事業者はもちろんのこと、他の事業者との信頼関係までもが損なわれ、実施機関の事情聴取に対して、事実を述べることを差し控えるなどの対応をとることが予想され、将来効果的な聞き取り調査が困難になるおそれや、関係者からの有益な情報提供を得ることが困難になるおそれがあり、今後の立入調査業務の円滑な実施が著しく困難になるおそれがある」とする。

しかしながら、事情聴取に応じる者は、その供述が自己及びその関係者に不利益を及ぼすか否かについては重大な関心はあるものの、当該供述者において秘匿されることを条件に供述したというような特段の事情がない限り、その供述内容が実施機関限りに秘匿されるか否かについてはなんら関心がないのが通常である。

ちなみに、警察等の捜査機関による事情聴取及びこれに対する供述に基づき作成される供述調書は、将来裁判所において公開されることが予定されている。しかし、供述者は、自らいかなる供述をするかについては重大な関心があるものの、これが後に裁判所に提出等されるか否かについては利害得失もなく、したがって特段の関心もない。もし、供述者が、自己の供述が第三者の知るところとならないことを条件に供述をするという特別の事情があるときは、その旨を供述調書に記入する等している。

行政機関による調査の場合における供述者の心理も、捜査機関の場合となんら異なることはない。

ウ しかも、同号は事務・事業の円滑な実施を「著しく困難にする」おそれがあると規定するのであって、供述内容等を公開したことにより、将来供述を得ることが「著しい」までに困難となるとは到底いうことができない。

エ 理由説明書は、「公開が前提となれば、担当職員がその点を配慮するあまり、率直な記述をためらい、情報の記述に消極的になり、その結果、各人の経験などに則した意見や方針など自由な記述が阻まれ、当該文書の記述内容が形骸化することによって、今後の立入調査業務の円滑な実施が著しく困難となるおそれがある」

という。

適正的確な事情聴取が行われ、これに基づき正確に記述されているのであれば、それが公開されても、担当職員にとってなんら問題もないはずである。記述をためらい、記述に消極的になり、意見方針についての記述が阻まれるというのは、職員自身が自らの調査に自信がなく、これが公開されることによって、職務執行の不合理性、不適切さが公になることを怖れているものといわざるをえない。

事務が適切に遂行されているとの自信があるのであれば、堂々と公開することができるはずである。

(4) 「県民の知る権利」について

ア 以上のおり、条例第11条第2号、第3号及び第6号のいずれにも該当せず、実施機関の主張する事務処理上の不都合は極めて抽象的であり、その理由にはなんらの合理性もない。

他方、両親は、生後5か月の子が突然死をしたのであるから、その原因が何であったのか等について、これを知る権利がある。

条例は、その第1条（目的）において、「県民の知る権利を尊重し、県の諸活動について県民に説明する責務が全うされるようにすることが重要である」と規定している。

本件処分は明らかに違法であり、速やかに取り消されるべきである。

イ 理由説明書は、「非開示事項に該当するかどうかは、原則として請求者が何人であるかを問わず判断するものとされている。」という。

情報を開示すべきかどうかについては、「県民の知る権利」と「公開による事務処理上の不都合の発生」とを比較考量して決すべきものであり、条例第1条は、その判断に当たっては、県民の知る権利を尊重し、県の説明責任を全うすべきであるとしているのである。

したがって、本件情報公開の是非について判断するに当たっては、生後5か月の子が突然死をした両親の本件事故について「知る権利」と、実施機関のいう事務処理の不都合とを比較考量すべきは当然である。

第4 実施機関の説明要旨

1 部分開示とした理由及び部分

(1) 認可外保育施設指導監督調書

条例第11条第2号該当（個人情報）

条例第11条第2号の規定では、個人に関する情報であって、同号イからニまでに掲げるもの以外の特定の個人が識別され、又は識別され得るものについて、非開示情報としている。

この解釈においては、「個人に関する情報」とプライバシーに関する情報とは同一ではなく、後者は前者よりも範囲が狭いものと考えられる。しかしプライバシーの具体的な範囲が明確でないので、本号本文では、明白にプライバシーと考えられるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確なものも含めて非開示としている。」とされている。

本件公文書には、従業者の氏名、役職、続柄などの個人に関する情報が記載されており、特定の個人を識別でき、又は他の情報と照合することにより、特定の個人を推測、識別され得る情報で、かつ、同号イからニまでに掲げるものには該当しないため、当該部分を区分した上で、これを非開示とした。

(2) 保育所及び認可外保育施設事故報告様式及び業務報告（平成23年12月15日）の添付資料

ア 条例第11条第2号該当（個人情報）

本件公文書には、年齢、性別、入所年月日、役職、続柄、事故当日における生活の記録等の個人に関する情報が記載されており、特定の個人を識別でき、又は他の情報と照合することにより、特定の個人を推測、識別され得る情報で、かつ、同号イからニまでに掲げるものには該当しないため、当該部分を区分した上で、これを非開示とした。

イ 条例第11条第3号該当（法人等情報）

条例第11条第3号の規定では、法人等情報であって、同号イからハまでに掲げるもの以外のもので、公開することにより、当該法人等に不利益を与えるおそれがあるものについて、非開示情報としている。

本件公文書には、現在捜査中である事故当日の状況等の内部管理情報が含まれている。これを公開することにより、無用な憶測や誤解を招き、当該事業者の不利益を与えるおそれがあるものであり、かつ、同号イからハまでに掲げる情報には該当しないため、当該部分を区分した上で、これを非開示とした。

ウ 条例第11条第6号該当（行政運営情報）

条例第11条第6号の規定では、県の機関又は国等の機関が行う事務又は事業の実施に関する情報であって、公開することにより、当該事務又は事業の実施の目的を失わせるおそれがあるものについて、非開示情報としている。

本件公文書には、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく立入調査等における関係者からの聴取内容が記載されており、当該聴取に当たっては、関係者から内部管理情報等の提供を受けている。

これらの情報の提供は、一般的に他に知らされないという認識及び信頼のもとに行われている。したがって、従来公にされたことのない立入調査時の聴取内容を突然に公にすることになると、当該事業者はもちろんのこと、他の事業者との間の信頼関係までもが損なわれ、実施機関の事情聴取に対して、事実を述べることを差し控えるなどの対応をとることが予想され、将来効果的な聞き取り調査が困難になるおそれや関係者から有益な情報提供を得ることが困難になるおそれがあり、今後の立入調査業務の円滑な実施が著しく困難となるおそれがある。

また、報告書の作成に当たっては、職員が事業者及び関係者から聴取を行い、その場の状況等様々な事柄を勘案し、今まで培ってきた経験を踏まえつつ記述を行うものであるが、公開が前提となれば、担当職員がその点を配慮するあまり、率直な記述をためらい、情報の記述に消極的になり、その結果、各人の経験などに則した意見や方針など自由な記述が阻まれ、当該文書の記述内容が形

骸化することによって、今後の立入調査業務の円滑な実施が著しく困難となるおそれがある。

これらのことから、本件公文書に含まれる関係者からの聴取内容及び職員意見は、公開することにより、今後の立入調査業務の実施の目的を失わせるおそれがあるため、当該部分を区分した上で、これを非開示とした。

(3) 業務報告

ア 条例第11条第2号該当（個人情報）

本件公文書には、氏名、役職、続柄、生活の記録、心身の状況、内心の秘密等の個人に関する情報が記載されており、特定の個人を識別でき、又は他の情報と照合することにより、特定の個人を推測、識別され得る情報で、かつ、同号イからニまでに掲げるものには該当しないため、当該部分を区分した上で、これを非開示とした。

イ 条例第11条第3号該当（法人等情報）

本件公文書には、現在捜査中である事故当日の状況等を含む内部管理情報、警察や死亡した児童の遺族への対応、事故後の周囲の対応等の情報が含まれている。これを公開することにより、無用な憶測や誤解を招き、当該事業者に不利益を与えるおそれがあるものであり、かつ、同号イからハまでに掲げる情報には該当しないため、当該部分を区分した上で、これを非開示とした。

ウ 条例第11条第6号該当（行政運営情報）

本件公文書には、児童福祉法に基づく立入調査等における関係者からの聴取内容が記載されており、当該聴取に当たっては、関係者から内部管理情報等の提供を受けている。

これらの情報の提供は、一般的に他に知らされないという認識及び信頼のもとに行われている。したがって、従来公にされたことのない立入調査時の聴取内容を突然に公にすることになると、当該事業者はもちろんのこと、他の事業者との間の信頼関係までもが損なわれ、実施機関の事情聴取に対して、事実を述べることを差し控えるなどの対応をとることが予想され、将来効果的な聞き取り調査が困難になるおそれや関係者から有益な情報提供を得ることが困難になるおそれがあり、今後の立入調査業務の円滑な実施が著しく困難となるおそれがある。

また、報告書の作成に当たっては、職員が事業者及び関係者から聴取を行い、その場の状況等様々な事柄を勘案し、今まで培ってきた経験を踏まえつつ記述を行うものであるが、公開が前提となれば、担当職員がその点を配慮するあまり、率直な記述をためらい、情報の記述に消極的になり、その結果、各人の経験などに則した意見や方針など自由な記述が阻まれ、当該文書の記載内容が形骸化することによって、今後の立入調査業務の円滑な実施が著しく困難となるおそれがある。

これらのことから、本件公文書に含まれる関係者からの聴取内容及び職員意見は、公開することにより、今後の立入調査業務の実施の目的を失わせるおそれがあるため、当該部分を区分した上で、これを非開示とした。

2 異議申立ての理由に対する実施機関の意見

(1) 条例第11条第2号への該当性について

異議申立人は、本件保育施設の介護従事職員の氏名について、「当該個人が本件保育施設に勤務していることは、秘匿すべき個人情報とはいえ、その氏名が公開されたからといって、これらの者のプライバシー等の個人情報が侵害されることにはならない。」と主張する。

しかし、前述のとおり、条例第11条第2号は、非開示とすべき個人情報について、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」と規定しており、その解釈においては、「個人に関する情報」とプライバシーに関する情報とは同一ではなく、後者は前者よりも範囲が狭いものと考えられる。しかしプライバシーの具体的な範囲が明確でないので、本号本文では、明白にプライバシーと考えられるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明なものも含めて非開示としている。」とされている。

したがって、氏名のように、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報は非開示とすべきものとする。

(2) 条例第11条第3号への該当性について

異議申立人は、本件が事業者の過失により被害児童が死亡した事故であるから、条例第11条第3号のイ、ロ及びハに該当する旨主張するが、本件は未だ警察による捜査が終了していない事故であり、実施機関が非開示とした部分について、条例第11条第3号のイ、ロ及びハに該当することが明らかであるとはいえないと考える。

(3) 条例第11条第6号への該当性について

異議申立人は、「非開示理由は、立入調査事務の執行の支障をいうが、同号は、事務・事業の執行それ自体の支障ではなく、その「計画又は実施細目」、「方針」等事務執行の指針等の規範が公開されることによる支障をいうものである。」と主張する。

しかし、条例第11条第6号は、「県の機関又は国等の機関が行う検査、監査、取締り等の計画又は実施細目、争訟又は交渉の方針その他の事務又は事業に関する情報であつて、」と規定し、その解釈において「その他の事務又は事業に関する情報」とは、県の機関又は国等の機関が行う一切の事務又は事業に関する情報をいう」とされていることから、同号により非開示とすべき情報は、規範の公開による支障には限られないものとする。

また、異議申立人は、実施機関の「聴取内容を公開することにより、将来職員の適切な記述を妨げ、有効な情報の収集に支障を来すおそれがあるため」との非開示理由に対し、「もし、事務が適切に遂行されているとの自信があるのであれば、速やかに公開すべきである」と主張する。

しかし、前述のとおり、報告書の作成に当たっては、職員が事業者及び関係者から聴取を行い、その場の状況等様々な事柄を勘案し、今まで培ってきた経験を踏まえつつ記述を行うものであるが、公開が前提となれば、担当職員がその点を配慮するあまり、率直な記述をためらい、情報の記述に消極的になるおそれがある。

る。

これらの情報は、今後の方針を決定する上でも有益な情報の一つであり、自由な記述が阻まれ、記載内容が形骸化すれば、今後の立入調査業務の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあると考える。

さらに、異議申立人は、実施機関の「聴取内容を開示することにより、事業者と供述した関係者との信頼関係を損ね、将来効果的な聞き取り調査が困難になるおそれや関係者から有効な情報提供を得ることが困難になるおそれがあるため」との非開示理由に対し、「理由は供述者との信頼関係をいうようであるが、その信頼関係とは何なのか不明である。」、「供述内容等を公開したことにより、将来供述を得ることが「著しい」までに困難になるとは到底いうことができない。」と主張する。

しかし、前述のとおり、これらの情報の提供は、一般的に他に知らされないという認識及び信頼のもとに行われており、従来公にされたことのない立入調査時の聴取内容を突然に公にすることになると、当該事業者はもちろんのこと、他の事業者との間の信頼関係までもが損なわれ、実施機関の事情聴取に対して、事実を述べることを差し控えるなどの対応をとることが予想され、将来効果的な聞き取り調査が困難になるおそれや関係者から有益な情報提供を得ることが困難になるおそれがあり、今後の立入調査業務の円滑な実施が著しく困難となるおそれがあると考える。

(4) 知る権利について

異議申立人は、「両親は、生後5か月の子が突然死をしたのであるから、その原因が何であったのか等について、これを知る権利がある。条例は、その第1条（目的）において、「県民の知る権利を尊重し、県の諸活動について県民に説明する責務が全うされるようにすることが重要である」と規定している。そうすると、本件処分は明らかに違法であり、速やかに取り消されるべきである。」と主張する。

しかし、非開示事項に該当するかどうかは、原則として請求者が何人であるかを問わず判断するものとされていることから、実施機関は条例第11条の規定に照らして開示できない部分の判断を行ったものであり、明らかに違法であるとはいえないものと考える。

第5 審査会の判断

1 本件公文書の内容及び性格

本件公文書は、別表の公文書の件名欄の文書であり、本件保育施設の指導監督に当たり、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものであることから、条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当する。

2 本件処分に係る審査について

実施機関は、本件公文書のうち別表の開示をしない部分欄に掲げる部分が、別表の開示をしない理由欄に掲げる理由に該当するとして本件処分を行っており、異議申

立人が本件処分の取消しを求めていることから、以下、本件処分の妥当性について判断することとする。

3 条例第11条について

(1) 第2号について

条例第11条は、第2号に規定する「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」は開示しないことができるとしている。

これは、プライバシーの具体的な範囲が明確でないので、明白にプライバシーと考えられるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確なものも含めて個人に関する情報を原則的に非開示とすることを定めたものであるが、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であっても、従来から公開されていたもの及び公益上公開することが必要と認められるものがあることから、同号イからニまでに規定する情報については、開示することとされている。

(2) 第3号について

第11条は、第3号に規定する「法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人に不利益を与えるおそれがあるもの」は開示しないことができるとしている。

これは、原則として法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由を保障しようとする趣旨であるが、公益上公開することが必要と認められるものがあることから、同号イからハまでに規定する情報については、開示することとされている。

なお、「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とするかどうかは問わず、事業内容、事業資産、事業所得等事業活動に関する一切の情報をいい、「不利益を与えるおそれがあるもの」に該当する典型的なもの及び具体例としては、販売上のノウハウに関する情報として、顧客名簿や新製品の販売計画書、工場設備投資計画書などが、信用上不利益を与える情報として、不祥事件報告書などが、人事等専ら法人の内部管理の情報として、内部監査実施状況報告書などが考えられている。

(3) 第6号について

条例第11条は、第6号に規定する「県の機関又は国等の機関が行う検査、監査、取締り等の計画又は実施細目、争訟又は交渉の方針その他の事務又は事業に関する情報であって、当該事務又は事業の性質上、公開することにより、当該事務若しくは事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるもの」は開示をしないことができるとしている。

ここで、「検査、監査、取締り等の計画又は実施細目」とは、立入検査、指導監査、漁業取締、税務調査、各種の監視・巡視等の事務又は事業における計画やその方針、内容等の情報をいい、「その他の事務又は事業に関する情報」とは、県の機関又は国等の機関が行う一切の事務又は事業に関する情報をいい、「円滑な実施を著しく困難にする」とは、経費が著しく増大し、又は実施の時期が大幅に遅れること、反復継続される同種の事務又は事業の実施が著しく困難になること

などをいうとされており、実施の目的を失わせる情報の具体例としては、漁業法、食品衛生法、建築基準法等の違反に対する取締りに関する情報や社会福祉施設の指導監査に関する調査書などが考えられている。

なお、「著しく困難にするおそれ」があるかどうかについては、実施機関の裁量をできるだけ限定しようとする趣旨から、単なる「困難」では足りず、また、「おそれ」の有無及び程度についても客観的、具体的に判断しなければならず、摘要に当たっては、「原則開示」の趣旨を踏まえて、いたずらに拡大解釈するなど恣意的な運用を行うことのないよう十分留意しなければならないとしている。

4 本件公文書について

(1) 条例第11条第2号該当性について

本件公文書をインカメラ審理によって実際に見分したところ、実施機関が非開示とした部分には、個人である本件保育施設に勤務している職員等及び被害児童等に関する情報が記載されていることを確認した。

これらの情報は、いずれも、個人に関する情報であって、氏名等が明記されていない部分についても他の情報等と結びつけることにより特定の個人が識別され、又は識別され得るものであることが認められることから、当該情報は条例第11条第2号に規定する個人情報に該当し、同号イ、ロ及びニのいずれにも該当するものではないことは明らかである。

また、同号ハの規定については、法令等の規定による許可、認可、免許、承認、決定、届出等に際して実施機関が作成し、又は取得した情報の中には、その性質上県民生活に少なからぬ影響を及ぼすものがあるので、これらの情報のうち、県民の生命、身体等を危害から保護し、公共の安全を確保する観点から公益上公開すべき積極的理由が強いものについては、開示をするという趣旨であり、この点において、本件公文書に記載されている個人に関する情報を開示することの公益性は認められず、ハの規定にも該当しない。

よって、これらの情報は、条例第11条第2号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当し、同号イからニまでに該当しないことから、非開示とすることが妥当である。

なお、異議申立人は、条例により非開示とすべきとされる「個人に関する情報」は、当該個人が他人に知られたくない情報であり、それが公開されることによって当該個人に不利益を及ぼすおそれのある情報であるとし、当該個人が本件保育施設に勤務していることが公開されたからといって、当該個人になんらの不利益を及ぼすとは考えられず、秘匿すべき個人情報とはいえない旨主張する。しかし、前述のとおり、条例の規定する「個人に関する情報」とは、個人に関する一切の情報をいうものであり、それが開示されることによって生じる不利益性を考慮するものではないから、異議申立人の主張は採用できない。

(2) 条例第11条第3号該当性について

本件公文書をインカメラ審理によって実際に見分したところ、保育所及び認可外保育施設事故報告様式及び業務報告（平成23年12月15日分）、同添付資料、業務報告（平成24年1月16日分）、業務報告（平成24年2月28日分）

において実施機関が非開示とした部分には、本件保育施設における死亡事故に関して実施機関が立入調査により事情聴取等を行った結果が記載されており、発見時の児童の様子、時系列で整理された発生状況、当日の職員配置等、警察や死亡した児童の遺族への対応等の情報の中に、本件保育施設の事業運営に係る内部管理情報が含まれていることを確認した。

これらの情報は、本件処分の時点においても死亡事故に係る捜査が継続している状況において、公開されることにより、本件保育施設に対する無用な憶測や誤解等を招き、誤った評価を生じさせる可能性があることは否定できないところであり、結果として、本件保育施設を運営する事業者に信用上不利益を与えるおそれがあるものと認められる。

次に、同号イからハの除外事由の該当性について、異議申立人は、本件が事業者の過失に基づくものであることから、その公開によって事業者に不利益が及ぶことは当然であるとし、同号イからハの除外事由に該当する旨主張する。しかし、同号イ及びロに規定する「公開することが必要であると認められる情報」又は同号ハに規定する「公開することが公益上必要であると認められる情報」とは、県民の生命、身体等を危害から保護し、又は法人等の違法又は不当な事業活動によって生じる支障から人の生活を保護するなど、公共の安全を確保する観点から公益上開示すべき積極的理由が強いものをいい、当該情報そのものが、法人等の不利益情報の保護と比較考量してもなお公開すべき公益性を有していると判断されるものでなければならない。こうした観点から検討すると、本件公文書に記載されている事業者に関する情報には前述のような公益性は認められない。したがって、異議申立人の主張は採用できない。

よって、これらの情報は、開示することにより当該事業者に信用上不利益を与えるおそれがあり、かつ、条例第11条第3号イからハまでに該当しないことから、非開示とすることが妥当である。

(3) 条例第11条第6号該当性について

本件公文書をインカメラ審理によって実際に見分したところ、保育所及び認可外保育施設事故報告様式及び業務報告（平成23年12月15日分）、同添付資料、業務報告（平成24年1月16日分）、業務報告（平成24年2月28日分）において実施機関が非開示とした部分に、本件保育施設における死亡事故に関し、実施機関等の職員が、児童福祉法の規定に基づいて実施した立入調査において本件保育施設の事業者及び関係者から聴取した内容等が記載されていることを確認した。

実施機関が行う立入調査において、関係者からの任意の事情聴取等により事実関係等の状況を正確に把握するためには、当該関係者との信頼関係の存在が不可欠であり、こうした情報が実施機関側から一方的に公開されると、実施機関に対する関係者の信頼を損ない、公開されることを憂慮するあまり実施機関の事情聴取に対して事実をありのまま述べることに消極的になることも想定され、結果として、本件保育施設における調査のみならず、他の施設に係る事案を含め、再発防止等のための手掛かりを十分得るための調査事務の円滑な実施が著しく困難に

なるおそれがあるものと認められる。

また、これらの公文書は、実施機関の職員が関係者からの事情聴取と、現場の状況等の情報を基に、これまで培った経験を踏まえつつ記載されたものと認められ、公開が前提となると当該職員が率直な記載をためらい、必要な情報の記載に消極的になることにより、記載内容が形骸化し、結果として、調査結果を踏まえた今後の指導方針等の検討などの事務の円滑な実施が著しく困難になるおそれがあるものと認められる。

よって、これらの情報は、公開することにより、今後の調査業務の円滑な実施を著しく困難にするおそれが認められることから、非開示とすることが妥当である。

なお、異議申立人は、同号は、事務・事業の執行それ自体の支障ではなく、その「計画又は実施細目」、「方針」等事務執行の指針等の規範が公開されることによる支障をいうものであると主張する。しかし、同号に規定する「その他の事務又は事業に関する情報」とは、県の機関又は国等の機関が行う一切の事務又は事業に関する情報をいうものであり、異議申立人が主張するような規範の公開に限定されるものではなく、異議申立人の主張は採用できない。

5 その他

異議申立人は、本件保育施設において被害児童が吐乳による窒息で死亡した事故につき、被害児童の両親から調査及び法的措置の委任を受けているとし、被害児童の両親には「知る権利」があり、開示すべきかどうかについては「県民の知る権利」と「公開による事務処理上の不都合の発生」とを比較考量して決すべきものであり、条例第1条は、その判断に当たっては、県民の知る権利を尊重し、県の説明責任を全うすべきであるとしていると主張する。

しかし、条例は、何人にも公文書の開示を請求する権利を認めていることから、実施機関が開示請求に係る公文書に記載されている情報の開示をするかどうかの決定を行うに当たっては、開示を求める目的、公文書に記載されている情報と開示請求者の関係の有無等、開示請求者の属性に関することは斟酌できないものと考えべきであり、当該公文書に記載されている情報のうち、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるもの、法人に不利益を与えるおそれのあるもの等、条例第11条各号に規定する開示をしないことができる情報に該当するかどうかを客観的かつ合理的に判断し、当該情報に該当しないものについて、開示をする決定を行うのであるから、異議申立人の主張は採用できない。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過等 別紙のとおり

別表

公文書の件名	開示をしない部分	開示をしない理由
認可外保育施設指導監督調書（平成21年度分）	<ul style="list-style-type: none"> ・主な対応者の職・氏名 ・保育従事者常勤換算表等調書に記載された氏名等 	<p>○条例第11条第2号該当 個人に関する情報であって、公開することにより特定の個人が識別され、又は識別され得るおそれがあるため。以下同じ。</p>
認可外保育施設指導監督調書（平成22年度分）	<ul style="list-style-type: none"> ・主な対応者の職・氏名 ・保育従事者常勤換算表に記載された氏名等 	<p>○条例第11条第2号該当</p>
認可外保育施設指導監督調書（平成23年度分）	<ul style="list-style-type: none"> ・主な対応者の職・氏名 ・保育従事者常勤換算表等調書に記載された氏名等 	<p>○条例第11条第2号該当</p>
認可外保育施設指導監督調書（平成23年11月4日分）	<ul style="list-style-type: none"> ・主な対応者の職・氏名 ・保育従事者常勤換算表等調書に記載された氏名 	<p>○条例第11条第2号該当</p>
認可外保育施設指導監督調書（平成24年5月15日分）	<ul style="list-style-type: none"> ・主な対応者の職・氏名 ・保育児童数及び職員配置状況等に記載された氏名等及び欄外の記述 ・クラス担当者氏名等 	<p>○条例第11条第2号該当</p>
<p>保育所及び認可外保育施設事故報告様式（平成23年10月26日分）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の年齢・性別 ・入所年月日 	<p>○条例第11条第2号該当</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・発見時の児童の様子 ・発生状況 	<p>○条例第11条第2号該当 ○条例第11条第3号該当 捜査中の事故に関する事業者の内部管理情報であり、公開することによって事業者に不利益を与えるおそれがあるため。以下同じ。 ○条例第11条第6号該当 ①現場にて事業者及び関係者から聴取を行い、その場の状況等様々な事柄を勘案し、職員の主観も踏まえながら記述された情報であり、今後の指導方針等を検討、判断するうえで必要不可欠な情報であり、聴取内容を公開することにより、将来職員の適切な記述を妨げ、有効な情報の収集に支障をきたすおそれがあるため。②実施機関には立入調査権は認められているものの、事業者及び関係者に供述を強要することはできないため、聴き取り調査には対象者の協力が不可欠であり、聴取内容を開示することにより、事業者と供述し</p>

		た関係者との信頼関係を損ね、将来効果的な聴き取り調査が困難になるおそれや関係者から有効な情報提供を得ることが困難になるおそれがあるため。
	・発生後の対応 2行目	○条例第11条第2号該当
業務報告（平成23年12月15日分）	・相手方 ・①職員配置 2行目から3行目まで	○条例第11条第2号該当 ○条例第11条第2号該当 ○条例第11条第3号該当 ○条例第11条第6号該当 現場にて事業者及び関係者から聴取を行い、その場の状況等様々な事柄を勘案し、職員の主観も踏まえながら記述された情報であり、今後の指導方針等を検討、判断するうえで必要不可欠な情報であり、聴取内容を公開することにより、将来職員の適切な記述を妨げ、有効な情報の収集に支障をきたすおそれがあるため。
	・②保護者への対応 3行目から4行目まで	○条例第11条第6号該当 ①現場にて事業者及び関係者から聴取を行い、その場の状況等様々な事柄を勘案し、職員の主観も踏まえながら記述された情報であり、今後の指導方針等を検討、判断するうえで必要不可欠な情報であり、聴取内容を公開することにより、将来職員の適切な記述を妨げ、有効な情報の収集に支障をきたすおそれがあるため。②実施機関には立入調査権は認められているものの、事業者及び関係者に供述を強要することはできないため、聴き取り調査には対象者の協力が不可欠であり、聴取内容を開示することにより、事業者と供述した関係者との信頼関係を損ね、将来効果的な聴き取り調査が困難になるおそれや関係者から有効な情報提供を得ることが困難になるおそれがあるため。以下同じ。
	・③警察への対応 ・④遺族への対応	○条例第11条第2号該当 ○条例第11条第3号該当 ○条例第11条第6号該当

	<ul style="list-style-type: none"> ・⑤当日（12/15）の保育の状況 2行目から3行目まで 	○条例第11条第2号該当
	<ul style="list-style-type: none"> ・⑥うつぶせ寝、ミルクのゲップ等 ・⑦事故当日の保育の経過記録 1行目から5行目まで ・⑦発見時の様子 ・⑧事故当時の担当保育士 ・《参考》 	○条例第11条第2号該当 ○条例第11条第3号該当 ○条例第11条第6号該当
同添付資料	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の年齢・性別 ・入所年月日 	○条例第11条第2号該当
	<ul style="list-style-type: none"> ・発見時の児童の様子 ・発生状況 	○条例第11条第2号該当 ○条例第11条第3号該当 ○条例第11条第6号該当
	<ul style="list-style-type: none"> ・発生時の対応 2行目 	○条例第11条第2号該当
業務報告（平成24年1月16日分）	<ul style="list-style-type: none"> ・相手方 ・本文 3行目から4行目まで 	○条例第11条第2号該当
	<ul style="list-style-type: none"> ・①職員配置等 4行目から9行目まで ・②警察への対応 ・③遺族への対応 	○条例第11条第2号該当 ○条例第11条第3号該当 ○条例第11条第6号該当
業務報告（平成24年2月28日分）	<ul style="list-style-type: none"> ・相手方 ・①職員配置等 1行目、3行目から4行目まで 	○条例第11条第2号該当
	<ul style="list-style-type: none"> ・①職員配置等 9行目から11行目まで 	○条例第11条第3号該当
	<ul style="list-style-type: none"> ・②遺族への対応 ・③警察とのやりとり ・⑤その他 	○条例第11条第2号該当 ○条例第11条第3号該当 ○条例第11条第6号該当

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
平成24年 9月13日	実施機関から諮問を受けた。
平成24年 9月18日	理由説明書の提出を実施機関あて依頼した。
平成24年10月 1日	実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成24年10月 2日	実施機関から提出された理由説明書の写しを異議申立人あて送付し、併せて意見書の提出を依頼した。
平成24年10月11日	異議申立人から意見書の提出を受けた。
平成24年10月12日	異議申立人から提出された意見書の写しを実施機関あて送付した。
平成25年 3月18日	事案の審議を行った。
平成25年 7月 9日	事案の審議を行った。
平成25年 8月29日	事案の審議を行った。
平成25年11月 5日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
高 松 恵 子	司法書士	
徳 田 恵 子	弁護士	
三間地 光 宏	山口大学教授	会長
森 永 敏 夫	公認会計士	
山 元 浩	弁護士	会長職務代理者

(平成25年11月5日現在)